# 企業会計制度の変遷

-資産評価基準をめぐって―

#### 若杉 明

#### 問題の提起 Τ

企業会計は経済社会を基盤として成立し、 その変化発展に呼応して実質も変わってゆく。 戦後60年間に経済社会は国際化を始め、科学 技術の進歩、情報化社会の出現などにつれて 大きく変化し、これに対応して企業会計も発 展し領域も拡大を続けている。経済や企業の 取引活動の国際化が進み、新しい製品やサー ビスが出現し、ITの進歩発展により情報の開 発利用が高度化している。金融制度において も自由化や新しい商品の開発が進められ、国 際的な資金調達や投資の活発化が顕著である。 企業会計の領域においては、これらを受けた 企業取引活動の多様化や複雑化などに対応し て、学際的な思考方法の普及、会計基準の国 際化、知的財産の重要性の認識に伴う会計処 理や管理、会計ディスクロージャーの精緻化、 その他数多くの変化発展が認められる。

企業会計に生じている多くの事象の中で、 会計ディスクロージャーとの関わりにおいて 資産評価の考え方に興味深い変化が認められ る。資産の評価基準には多様なものがあるが、 歴史的に「原価か時価か」(cost or market)

という問題が長い間議論の対象となっており、 20世紀の前葉、つまり 1930 年代以降取得原価 による評価が基本原則となって、今日でもそ の基調は変わっていない。しかしながら20世 紀の後段には時価評価が取り入れられるよう になり、ステークホルダーに対する会計ディ スクロージャーのあり方との関係で、現在で は原価評価を機軸としながらも、資産の種類 によって時価評価等が定着し、両者が並存し ている状況にある。

本稿では、当会計大学院紀要第1号の特集 「企業会計―その過去と未来」の一環として、 戦後60年間における評価基準のあり方につ いてのこれまでの流れと現状の特質をとらえ、 そのよって立つ基本的な状況を分析すること にしたい。そこでまず資産の評価基礎の体系 を示し、さらに評価基準の流れを特徴づける 取得原価基準、時価基準および効益価値の系 列に属するキャッシュ・フロー法について述 べる。そして現行のわが国会計基準における 三者の関わりとその背景をなす要因について 考察することにしたい。

## Ⅱ 評価基礎の概念と分類

企業における取引事象や財政状態などの貨幣的測定にあたっては、これらの事象に割り当てられる貨幣数値をいかなる評価基礎にもとづいて算定するかが重要な課題になっている。ここに評価基礎(valuation basis)とは、会計測定にあたって用いられる価値表示の尺度をいう。この測定基礎は大きく2つのカテゴリーに分類することができる。

その一は犠牲価値または投入価値と、また その二は効益価値または産出価値といわれる。 前者は、財貨や用役の市場における獲得また は費消にあたって投入され、犠牲となった経 済価値を表す。この考え方によれば、資産の 価値はそれを獲得するために投ぜられ、犠牲 となった反対給付たる貨幣やこれに類する資 産の価値によって測定される。いうまでもなく、 獲得される財貨・用役の価値とその対価とが 等価である、すなわち両者は等価交換された という前提にもとづいている。このように資産 の犠牲価値は等価交換の対価として引き渡し た反対給付の経済価値を当該資産に反映させ たものである。これに対して後者は、獲得した 資産である財貨・用役を企業活動に投入・利 用することにより新たにもたらされる給付の 経済価値にもとづいて資産の評価を行うので ある。

つまり、資産の所有者等が当該資産を目的とする活動に投じ、これを利用することによって享受することのできる効益の経済価値の総体を当該資産に反映させたものである。効益価値の考え方に従って資産の評価を行うにあたっては、当該資産を目的とする活動に投入してこれを利用することによってもたらされる給付全体の経済価値をもってその資産の評価額

とする。すべての評価基礎は必ずこれら2つ の範疇のいずれかに属している。

犠牲価値に属する評価基礎としては、取得原価、修正取得原価、再調達原価などがある。また効益価値に属するものには将来キャッシュ・フローの割引現在価値、正味実現可能価額、収益還元価額、売却価額などがある。

犠牲価値および効益価値という分類と並んで、評価基礎を原価(cost)および時価(market value)に二分する方法がある。この分類において、原価に所属するものには取得原価および修正取得原価がある。これに対して時価には、再調達原価、正味実現可能価額および売却価額がある。将来キャッシュ・フローの割引価額はどちらの分類にも属さない。ここに原価とは、実際に行われた取引時における決済価額、またはインフレーション時に物価変動を考慮して取得原価に修正を加えたものである。時価は決算時における市場価格またはこれに調整を加えたものである。以下、これらの評価基礎の特色を明らかにすることにしよう。

## (1) 取得原価

企業の行った取引の決済価格にもとづく 合理的な測定値である。したがって当該取 引に係る証憑書類に裏付けられており、客 観的にして検証可能な測定値として広く妥 当性をもっている。資産評価額、費用配分 額などを算定するのに有効で信頼性の高い 評価基礎である。

## (2) 修正取得原価

取得原価を、インフレーション時に購買 力の変動を考慮して修正したものである。 インフレーション時に取得原価を修正する にあたっては、通常、一般物価指数が用い

られる。この評価基礎は、過去の貨幣価値 単位で表されている取得原価による評価額 を、貨幣購買力を考慮して現在の貨幣価値 に評価し直したものである。したがって、 その性格は取得原価と異ならない。

## (3) 再調達原価

現在保有している資産の決算日における 再取得原価、すなわち再購入または再製造 原価である。再調達原価によって評価を行 うことは、保有する特定の資産を決算日現 在の市場価格で再取得するとすれば、どれ だけの経済価値の犠牲 (コスト) を要する かを算定することにほかならない。再調達 原価は、会計実践および会計理論上、常に 取得原価と対比するかたちで問題とされて きた。それは両者の長所および短所がちょ うど逆になっているためである。再調達原 価は取得原価に比して客観性に乏しく、必 ずしも検証可能なデータにもとづくものと は限らず、恣意性の介入する余地が低くな いとみられている。しかしながら恣意性が 加えられない限り、資産の実質的な現在価 値を表す――実熊開示――点では優れてい るといえよう。

## (4) 将来キャッシュ・フローの割引現在価値

資産がもたらす将来における純キャッ シュ・フロー額の現在割引価値をいう。純 キャッシュ・フローは将来の一定期間にお けるキャッシュ・フローからキャッシュ・ アウトフローを差し引いた値である。将 来の一定期間にわたるキャッシュ・インフ ロー、キャッシュ・アウトフローおよび割 引利率などの見積りには、主観的判断が加 わる点に問題があるとみられている。

## (5) 正味実現可能価額

資産の期待販売価額から製品の完成、販 売等に要する費用すなわちアフター・コス トを差し引いたものである。この評価基礎 は資産評価の基調をなすと考えられる資産 に係る「有用なる原価」(a useful cost) に整合的な評価額として棚卸資産の評価に 適している。ここに有用なる原価とは、商 品を例にとれば、その期末の評価額が次期 においてこれを販売することにより所定の 販売利益を獲得できる大きさであるという 条件を満たしうるものをいう。

## (6) 収益還元価額

企業の純利益や超過利益を一定の利率を もって資本還元した値である。この値は、 特定期間の利益、数年度にわたる利益また は超過利益の平均値を正常な利回りや平均 利益率などで除することによって計算され る。収益還元価額は企業の利益獲得能力を 表すもので、企業全体の一括した評価額を 示している。この評価基礎は、資本が存在 すれば、これを企業活動において運用する ことによって、一定の利益を獲得すること ができる。いま、事業活動によって一定の 利益が得られたとすれば、それは当初一定 の資本額が投入され、これを運用した成果 であると考える。そこでもたらされた利益 をもとに、平均的な資本利益率を適用して、 投入された資本の大きさを算定しようとす るのである。

## (7) 売却価額

決算評価時に保有する資産を売却処分し た場合に予想される販売価額をいう。これ は金融派生商品の評価などに適している。 固定資産などについては、売却価額の見積 りは不動産の鑑定評価に待たなければなら ず、また売却処分を前提とすることは、継 続事業の資産評価になじまず、決算評価基 礎としてふさわしくない。

# Ⅲ 資産評価基準の推移

## 1. 取得原価基準

第二次大戦終了後の1949年にアメリカの会計基準をモデルとする企業会計原則が設定されて企業会計を指導する基本原理が確立され、これを受けて商法や法人税法の改正が行われた。このようにして、わが国の会計制度は欧米先進国モデルに従って近代化されることとなった。この段階においては、資産評価は厳格な取得原価基準に基礎づけられている。ここで取得原価基準の特質について考察することにしよう。

資産の取得によって、資産に内在している一定量の潜在的な用役提供力(service potentials)が獲得され、その量が取得原価によって表される。経営目的のための資産の利用その他の原因によって、資産の持つ用役提供力は減少する。この能力減少分に対応する取得原価部分を当期の費用として処理し、残存部分に対応する取得原価部分を貸借対照表上資産として次期以降に繰り越す。このように資産の取得時における潜在的な用役提供力と取得原価とを等しいとおき、これを出発点として潜在的能力の変動に対応させて取得原価の当期費用と次期以降の費用たる資産への区分けを行うのが費用配分の原則の働きである。ただ実際に資産の潜在的用役提供力の

消耗分や残存分を適確に測定することは困難 であるために、経験にもとづく推定的判断に 頼らざるをえない。

資産の用役提供力とは、資産を企業活動に 投入し、これを利用することによって便益を 発揮することのできる能力をいう。資産の発 揮しうる便益は資産の種類に応じて多様であ り、それが企業活動に対してどのようなかた ちで役立つかはさまざまである。企業の保有 する資産はその目的活動の遂行のための手段 であるから、資産のもつ用役提供力も結局は 企業の目的活動に直接または間接に貢献する ものでなければならない。

営利企業においては、その行動の動機は利益の追求にある。したがって、資産の発揮する用役提供力は究極的には利益追求への貢献を志向している。そして資産の種類によって、その提供しうる用役は利益追求に直接または間接に役立つものであって多様である。

このように資産の取得原価は常にそれが企業の目的活動に役立つ用役提供力に関らせて把握される。したがって取得原価基準の下にあって、資産の評価は用役提供力の増減変化との関係において取得原価を調整するかたちで実施される。そこで制度会計における取得原価基準に従って、資産評価の一般原則について述べることにしよう。

#### (1)棚卸資産

棚卸資産の評価は取得原価基準を原則とする。すなわち購入代価または製造原価に付随費用を加算し、これに個別原価法、先入先出法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とするのである。これには次のような例外的処理が認められている。

第一に、時価が取得原価より著しく下落 したときは、回復する見込みがあると認め られる場合を除き、時価をもって評価しな ければならない。棚卸資産の時期が下落し、 取得原価をもってしては販売利益の獲得が 見込めないために時価に切り下げて「有用 なる原価」としての能力を保持しようとす る。このように取得原価の修正は資産の利 益獲得能力に照らして行われる。

第二に、時価が取得原価よりも下落した 場合に、時価を適用する低価基準が認めら れている。これは取得原価基準に対する例 外であるが、有用なる原価の概念がここに も採用されている。

第三に、製品や仕掛品等の製造原価につ いては実際製造原価によるのが原則である が、適正な原価計算基準に従って、予定原 価または標準原価にもとづく原価の適用が 認められている。このように標準原価等は ほぼ実際原価に近い場合に、代替適用が可 能となっているのである。

## (2) 有価証券

有価証券の流動・固定分類については、「市 場性の有無」および所有目的である「一時 的所有か長期所有か」の点から、市場性の ある一時的所有のものを流動資産に、その 他を固定資産とする。だが、その評価につ いては、「取引所の相場の有無」によって区 別して取り扱っている。有価証券の所有目 的は企業の決定次第でいかようにも変える ことができるので、流動・固定分類に即し て評価法を定める方式をとると、利益操作 のおそれがあるためである。

有価証券の評価にあたっては、原則とし て購入代価に付随費用を加え、これに平均 原価法等を適用して算定した取得原価を もって評価する。ただし、取引所の相場の ある有価証券については、時価が著しく下 落したときは、回復する見込みがあると認 められる場合を除き時価をもって評価しな ければならない。取引所の相場のある有価 証券で子会社株式以外のものについては、 低価基準が認められる。

取引所の相場のない有価証券のうち株式 については、当該会社の財政状態を反映す る株式の実価が著しく低下したときは、相 当の減額が要求される。所有する社債につ いては、社債金額より低い価額または高い 価額で買い入れた場合、当該価額をもって 評価する。この場合、その差額に相当する 金額を償還期にいたるまで、毎期一定の方 法で逐次貸借対照表価額に加算またはこれ から控除する。

#### (3) 売上債権等

受取手形、売掛金その他の債権の貸借対 照表価額は、債権金額または取得原価から 正常な貸倒見積高を控除した金額とする。 だが、債権金額より低い価額で取得したと き、または、その他これに類する場合には、 当該価額をもって貸借対照表価額とするこ とができる。この場合、その差額に相当す る金額を弁済期にいたるまで毎期一定の方 法で逐次貸借対照表価額に加算することが できる。

## (4) 有形固定資産

取得原価から減価償却累計額を控除した 額をもって貸借対照表価額とする。現物出 資を受けた固定資産については、出資者に 対して交付された株式の発行価額をもって 取得原価とする。どれだけの額の株式を出 資者に交付するかは、その時の事情や条件 によって決定されるが、これは会計外の問 題であるから、このようにして決定され、 交付された株式の発行価額をもって貸借対 照表価額とするのである。

国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、圧縮記帳を行うことが税務上 有利となるので、国庫補助金等に相当する額をその取得原価から控除することができる。

## (5)無形固定資産

当該資産の取得のために支出した金額から償却累計額を控除した価額をもって評価額とする。とくに営業権については、有償で譲り受けまたは合併によって取得したものに限って貸借対照表に計上することができ、自己創造のれんの計上は認められない。営業権は、その取得後5年内に毎期均等額以上を償却しなければならない。法的権利である無形固定資産は法定有効期間内に償却しなければならない。

## (6) 贈与その他無償で取得した資産

棚卸資産や有形固定資産などを無償で取得した場合には、公正な評価額をもって取得原価とする。公正な評価額は当該資産をもしも現在有償で購入したとすれば、当然支払われるべき対価を表している。

## 2. 学際的方法の導入

戦後、前述のように取得原価基準にもとづく会計制度が確立されたが、後日、部分的ながら資産の時価評価が導入されるまでの期間に会計学界に学際的な諸方法が取り入れられ

たことは、時価評価の導入に少なからぬ影響 を与えたとみることができる。その時期に他 の学問分野から取り入れられた方法や考え方 として、情報理論、測定論、操作主義、シス テム理論、コミュニケーション理論、言語論、 プラグマティズム等があげられる。会計の世 界においては、もともと複式簿記を基礎とし て、勘定思考がものを考える方法として支配 的であった。勘定思考は会計の内部において 取引の記録計算に係る諸問題に対処するうえ で有効なものの考え方であり、会計組織とこ れをめぐる社会的環境との関係を考える必要 のほとんどなかった当時にあっては、十分に 役に立つものであった。しかしながら、社会 におけるインフラストラクチャーとしての会 計という認識が広まるにつれ、会計と社会と の関係に係る諸現象を考察し、解明するため の方法の必要性が高まり、ここに他の学問分 野において生成し、用いられてきた前述の諸 方法が会計界に導入されることとなった。そ の際にコンピュータの発達普及が会計界にも 浸透し、重要な役割を演じたことは看過する ことができない。

コンピュータ・システムが会計と結びついたときに、会計理論は情報会計と制度会計とに二分された。前者は、経営管理と結びついて会計情報システムを律する分野として、また後者は会計関係法規や会計基準を基礎として成立する領域として、それぞれ発展していった。今日では、すべての会計計算がコンピュータ・ベースで行われ、会社法にも電磁的記録、電磁的方法による情報開示等が導入されるようになり、情報会計という言葉はほとんど聞かれなくなった。

最近では、ステークホルダー間の利害の調整と彼らの経済的意思決定が、会計に対する

諸要請の根源として社会的重要性を増大しつ つある。とりわけ会計情報はステークホルダー の投資意思決定に役立つものでなければなら ないという命題が会計情報の、そしてこれ作 り出す指針としての会計基準のあり方を決定 する要請として強調されている。かくて意思 決定有用性(decision usefulness)という情 報特性が重要視されることとなった。

かつての会計においては、会計情報を社会 的に開示する必要性は株式会社制度の生成と 同時に発生したが、情報利用者によるその利 用は重視されることなく、情報作成者志向に 徹していた。しかし近年、情報理論やコミュ ニケーション理論によって情報とその利用、 利害関係の調整など社会的役割が重視される ようになり、情報利用者志向すなわち意思決 定有用性が会計ディスクロージャーのあり方 を決する要因となるに至っている。

## 3. 外貨建取引に係る開示

企業会計審議会は1968年5月にポンドの 平価切下げに伴って必要とされる主な会計処 理の基準を示した個別意見第1「外国通貨の 平価切下げに伴う会計処理に関する意見」を 表明した。その後、外貨建取引に関する一般 的、包括的な会計処理基準の設定が要求され て、1975年6月に「外貨建取引等会計処理基準」 が設定された。以後数回の改定を経て、最終的 に1995年5月に改訂された「外貨建取引等会 計処理基準」が公表された。この基準によると、 外貨建取引の換算は次のように行われる。

まず、取引発生時には、外貨建取引は、原 則として当該取引発生時の為替相場による円 換算額をもって記録する。

外国通貨、外貨建金銭債権債務、外貨建有

価証券等、デリバティブ取引等については、 決算時の為替相場による円換算額を付するこ とが規定されている。これら決算時の為替相 場による円換算額とは、取引が生じたときの 為替相場による円換算額に対するものである。 後者は、取得原価評価に相当し、前者は時価 評価に対応する。すなわち、外貨換算会計基 準においては、若干の例外を除いて時価評価 額に相当する決算時の為替相場による円換算 額が実践されている。その他の項目について の換算は次のように行われる。

在外支店の財務諸表項目の換算については、 次のように規定されている。まず、在外支店 における外貨建取引については、原則として、 本店と同様に処理する。ただし外国通貨で表 示されている在外支店の財務諸表にもとづい て本支店合併財務諸表を作成する場合には、 次の方法による。

収益および費用の換算については、期中平 均相場によることを原則とするが、決算時の 為替相場によることもできる。在外支店の外 国通貨で表示された財務諸表項目の換算にあ たっては、非貨幣性項目の額に重要性がない ときは、すべての貸借対照表項目に決算時の 為替相場による円換算額を付することができ る、この場合、損益項目についても決算時の 為替相場によることができる。

在外子会社等の財務諸表項目の換算は次の ように行われる。資産および負債については、 決算時の為替相場による円換算額を付する。 親会社による株式の取得時における資本に属 する項目は、株式取得時の為替相場による円 換算額を付する。親会社による株式の取得後 に生じた資本に属する項目には、当該項目の 発生時の為替相場による円換算額を付する。 収益および費用には、原則として、期中平均 相場による円換算額を付するが、決算時の為 替相場による円換算額を付することも認めら れる。

## 4. 金融商品等に関する時価情報の開示

近年、金融自由化に伴って多種多様な金融 商品取引が出現しているが、これらの金融商 品等に関する取引の中には、従来の取引概念 の枠をはみ出たものも少なくない。そのため に、これらについての会計的対応はこれまで の制度会計の理論や概念をもってしては認識 測定が困難であり、会計ディスクロージャー を通じた株主や債権者の保護は十分ではない 状況にあった。すなわち金融商品等の取引に 係る契約額や損益等に関する財務情報の中に は、貸借対照表や損益計算書に記載されるこ とのないオフ・バランス・シート項目が少な くなかった。したがって、先物取引にかかる 損益の実態が時宜を得て正しく表示されるこ とがなく、株主等に対する情報の開示が時機 を逸することもしばしばであった。そのため に先物取引に失敗して巨額の赤字を出した会 社が、株主等に多大の損害を与えたこともあっ た。

そこで企業会計審議会より1990年5月に「先物オプション取引等の会計基準に関する意見等について」が公表された。この意見書では、先物オプション取引のオン・バランス・シート化と時価および差損益、ならびに市場性ある有価証券の時価および評価損益の開示、そしてそれらの注記表示を要請した。この意見書では、時価評価が導入されたとはいっても、それは評価基準としての取得原価基準に替わるものではなく、会計処理上は取得原価基準が依然として基本原則であり、注記表示は開

示の上でのものにすぎなかった。

その後、証券・金融市場のグローバル化、新たに開発された金融商品の出現等につれて、会計処理基準の整備充実や時価基準の本格的導入の必要性がますます高まることとなった。そして、金融商品の時価評価を取り入れた IAS や FAS のような国際的な会計基準の公表に呼応して、わが国でも 1999 年 1 月に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表をみ、今日に至っている。この基準における評価方法の概要は次のとおりである。

債権の評価については、取得原価基準の箇所で述べたとおりのことが受け継がれている。 有価証券については、保有目的等にもとづく 分類に応じて次のように評価する。

売買目的有価証券については、時価評価し評価差額は当期損益として処理する。満期保有目的の社債等の債権は取得原価で評価する。ただし、債権金額と異なる金額で取得し、その差額が金利の性格をもつときは、償却原価法による価額で評価する。子会社および関連会社株式は取得原価による。

「その他有価証券」は時価評価し、評価差額 は洗替方式にもとづき次のいずれかの方法に よって処理する。

- ① 評価差額の合計額を資本の部に計上する
- ② 時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は当期損失とする市場価格のない有価証券については、次の方法による。
  - ① 社債その他の債券の評価額は債権のそれに進ずる
  - ② 社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって評価額とする

満期保有目的債券、子会社および関連会社

株式ならびにその他有価証券で市場価格のあるものにつき、時価が著しく下落し回復する 見込みのない場合には時価評価し、評価差額 は当期損失とする。市場価格のない株式につ き、発行会社の財政状態の悪化による実質価 額が著しく低下したときは相当の減額をなし、 評価差額は当期損失として処理する。これら の場合、採用した時価および実質価額を翌期 首の取得原価とする。

運用目的の金銭の信託は、当該信託財産の構成物である金融資産・負債につき、本基準により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期損益として処理する。

デリバティブ取引により生ずる正味の債権 および債務は時価をもって貸借対照表価額と し、評価差額は原則として当期損益として処 理する。

金銭債務は債務額をもって貸借対照表価額とする。自社の発行した社債は社債金額をもって貸借対照表価額とする。社債を割引発行または打歩発行した場合には、差額に相当する金額を資産または負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法で償却する。

以上に述べたところから明らかなように、 金融商品の種類ごとに、取得原価、時価、償 却原価法による価額等、評価法を使い分けている。取得原価以外の評価額を用いる場合には評価差額が生じ、その処理法が問題となる。1990年意見書では、時価を採用するにしても、本格的な会計処理は行われず、たんに注記事項として開示すればよかったので、評価損益を当期損益とするか、それとも資本の部に計上するか等は考慮する必要がなかった。その点、時価基準を正式に取り入れた1999年基準では、これについて多様で詳細な取扱いがな されているのである。

## 5. 固定資産に係る減損の認識

2002 年 8 月、企業会計審議会において固定 資産に関する減損会計の基準が確定し、公開 された。これまで、固定資産の破損や消耗等 の減損についてはすでに商法で対応策が設け られていたが、減損の会計処理については、 体系的な規定は設けられていなかったので、 今回、全体的な基準整備が行われた。

固定資産の減損には物的な毀損や摩滅以外 に、そのものがもたらす価値の産出力、言い 換えれば利益獲得能力が弱まる場合があり、 それをどう認識し、どう会計処理し、どのよ うに情報化するかが減損会計の基本的な課題 である。そのような目に見えない損失を放置 しておくと、企業の実態価値が貸借対照表に 載っている内容と異なって、潜在的な損失を 含んだものとなり、貸借対照表を見ても本当 の企業価値が把握できないおそれがある。そ のことによる貸借対照表に対する信頼低下を 防ぐために、企業が同じ原理やベースにより、 市場が公正な比較、評価ができるためのルー ルを作ることが今回の減損会計基準設定の主 な目的であり、それと同時に、会計基準の国 際的な調和を図ることも意図されている。減 損会計は、時価評価ではなく取得原価主義の 下で収益力の低下を反映させて取得原価を修 正するという考え方にもとづいており、時価 評価を固定資産の減損会計に導入するという ものではない。

## (1)減損の兆候とその認識

企業が新たに事業を始めようとする場合、 それがもたらす収益性を十分に計算し予測 してから、その事業に着手する。設備投資が行われるのは、その事業が一定の利益を生み出すという予測にもとづき、その後の生産・販売によって一定期間にわたりキャッシュ・フロー(Cash Flow、以下CF)を生み出していくという期待による。ところが、動き出した設備投資プロジェクトについて利益が低下し、当初予想されたような収益力を維持することができないと判断し、それを認識することを「減損の認識」という。「減損の認識」を行うには、減損が生じている要因を究明し、なぜそのような結果になるのかという「減損の兆候」をとらえることが重要である。減損の兆候については4つのことが考えられる。

第一は、資産または資産グループが、これを使用している営業活動から生ずる損益またはCFが継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスになる見込みがあることである。マイナスとは赤字だけを指すのではなく、前に予測したものよりも少ないことをも含んでいる。

減損の兆候の第二は、資産または資産グループを使用している範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込みがあることである。第三は、資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みがあることである。そして第四は、資産または資産グループの市場価格が著しく下落したことである。

## (2) 測定のための概念

ここに回収可能価額とは、資産または資

産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高いほうの金額であり、正味売却価額とは資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額のことである。使用価値とは、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来CFの現在価値をいう。

たとえば、ある製品を作るための工場を 想定してみよう。建物の中に機械設備や倉 庫などの生産設備があり、そこで作られた 製品が販売されて売上高が計上され、一方 で諸経費が生ずる。すなわちCFの入りと出 の差、つまり入出の差額としてCFが残るわ けである。その値を将来にわたって予想す るには、過去の値を調査し、その値につき 諸状況を勘案して将来を予測し、見積値を 算出する。年ごとにネットのCFの見積値を 出し、それらを足し合せたものが使用価値 となる。

## (3)減損損失

減損の兆候があると判断された場合、実際に減損が起きているかどうかを判定する。資産または資産グループから得られる割引前の将来のCFの総額が、帳簿価額を下回る場合には減損損失が生じていると認められる。これが「減損の認識」である。この判定のために割引前将来CFを計算する年数は、資産の経済的残存使用年数または資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短いほうとなっている。したがって、20年がCF見積り期間の最長となる。

次に測定について、測定法にはCFの計算 が利用される。一般的な考え方として、帳

簿価額と回収可能価額との差額を、減損損 失として把握する。減損損失は損益計算書 上当期の特別損失とする。減損が生じてい るかどうか判定する場合は、CFの割引をせ ず、そのままの見積値を使うが、測定の場 合は時間価値 (time value)、つまり時間が 経つと元本に利子が付くことを想定して、 割引計算をする。なお、将来CFを具体的に どうやって見積るかは、企業の状況によっ て異なる。

# 意思決定有用性と有用なる原価

戦後における評価基準の変遷は、端的にいっ て、まず取得原価基準が確立し、後に時価基 準や効益価値的評価基準が加味されたという ものである。評価基準の変遷は、表面的に見 れば、たんに基準そのものの移り変わりとと らえられるかもしれないが、事実上、種々の 社会的、経済的要因のふくそうしたからみ合 いと認識するのが適切である。そこで本節で は、評価基準の変遷を関連する諸要因に関わ らせて考察することにしよう。

まず、戦後の1949年に企業会計原則が設定 され、それが厳格な原価評価実現基準にもと づいていたことの背景から見ていくことにし

第二次大戦終結以前の当時、わが国では、 企業会計はドイツ商法を母法とする日本商法 においてとられていた静態論的会計思考に導 かれ、それに曖昧さを伴う非近代的運用が加 味されて、非近代的な性格のものであった。 終戦後アメリカ占領下にあって米国式の会計 制度を導入し、会計基準(1)の概念を取り入れ て近代会計の仕組みができあがった。周知の ように企業会計原則を中核として証券取引法 会計、商法会計および税法会計がアメリカ型 のものに組み替えられた。当時のアメリカの 会計基準においては、1929年の経済恐慌後に 確立した原価評価実現基準を基調とする会計 思潮が支配していたので、その理論がわが国 に取り入れられたのである<sup>(2)</sup>。

1930年代のアメリカにおいて、取得原価基 準は、経済恐慌の際に時価基準をとり未実現 利益の計上を行っていた企業が倒産し、多く の株主が多大の損害をこうむった事実を教訓 として、重視されるに至った。時価基準によ り未実現利益が計上され、これを分配するこ とにより、会社の財務的基盤が弱体化してい た企業が多数倒産した事実を目の当たりにし て、未実現利益の計上を抑制するために、実 現主義とこれに整合的な取得原価基準が一体 となって基本原則とされたのである(3)。

企業会計原則が設定された 1949 年当時、ア メリカの会計制度は以上のような特色を持ち、 当時アメリカで公表されていた会計基準や主 要な著作物はすべてそのような考え方にもと づいていた。企業会計原則は、そのようなア メリカ会計基準に準拠して設定されたもので あるから、当然、原価評価実現基準を中核と して構成されたのであった。取得原価基準は、 実際に行われた取引活動にもとづいて支払わ れた対価をもって資産の取得原価とするので、 関係する証憑書類を伴い、検証可能で客観的 証拠にもとづくものであるところから、監査 に際してもきわめて合目的的である。また、 利益の処分可能性との関連において、取得原 価による資産の評価は実現主義と一体となっ ているので、資産の評価益のような未実現利 益の認識を抑制し、処分可能利益を実現して 貨幣的資産に裏付けられたものに限定する効 果が期待される。

このような長所を持つ取得原価評価は、反面において経営業績評価指標としての利益の認識に際して限界がある。前節で述べた操作主義によれば、企業の活動種類別に業績を把握し評価するために、活動種類ごとに損益計算を実施し、利益を算定して、活動種類別の比較考察を行うことにより業績評価を行うことができる。この場合、取得原価評価によると、適切な活動別業績評価を実施しえないことがある。

たとえば、ある商品の取得原価が¥1,000であり、期末の時価が¥1,200であった。次期におけるこの商品の販売価格が¥1,350であるとすると、取得原価基準によれば、次期の販売利益は¥1,350~¥1,000=¥350となる。しかしながら決算時において、時価が(¥1,200~¥1,000=)¥200上がったことは保有活動の成果であって販売活動には関係がない。販売活動の成果は¥1,350~¥1,200=¥150である。すなわち時価評価を行うならば、保有利得¥200と販売利益¥150が区別されて把握され、販売活動および保有活動の別に業績が明らかにされる。取得原価基準によると差額¥350がすべて販売活動の成果として示され、正しい活動別業績評価を行うことができない(4)。

企業の経営活動の実態を把握し、経営業績 を評価して企業評価を行うという要請が強ま るにつれて、取得原価基準を至上のものとす るこれまでの行き方は軌道修正を迫られた。 先物・オプション取引の会計基準が設定され たとき、これらの取引に係る金融派生商品に ついての時価評価が考慮された。しかしなが ら、これらの商品の時価評価額を貸借対照表 に計上するまでには至らず、注記事項として 開示するにとどまった。取得原価基準を大綱 として維持しながらも、補足的情報として注 記表示することにより実態開示の要請に応え ようとしたのである。

だが、この時すでに外貨換算基準においては、外貨建債権債務等の円貨換算にあたり、決算日レートの適用がなされていた。これは、一種の時価評価を意味している。この処理は外為市場という客観的取引の行われる信頼できる場を前提としている。外貨換算に際しては、項目によっては決算日レートを用いなければ、その貸借対照表計上額は意味をなさない。すなわち有用性を持たないと考えられるからであろう。

先物、オプション取引に係る時価の注記表示は、数年後に出現した金融商品会計基準においては、いくつかの金融商品の時価評価へと発展した。時価の注記表示は有用性に限界があるために、時価評価額は貸借対照表の本文において掲記され、会計システムの中において正規の地位を占めることとなった。これによって、評価差損益は損益計算書または資本の部に計上されることになり、企業評価においても貸借平均の原理の下で財務諸表の本文記載項目をそのまま用いた比率分析が可能となった。

外貨建取引等の円換算の基準は 1968 年に最初に公表されて以来、数回にわたる改訂を経て現在に至っており、当初は発生時や取得時の為替相場により円換算をすることになっていたが、現在は、決算時の為替相場によることがほぼ原則となっている。それは一つには国際的な金融商品会計基準において時価評価が相当程度取り入れられていることとの整合性を考慮した結果である。それは同時に為替相場の変動を財務諸表に反映させて、時価による実態開示をいっそう徹底させるという考え方にも基づくものと思われる。これまでは、

決済時までの期間にわたる為替相場の変動の 不確実性に配慮することがどちらかといえば 重視されていたのに対して、実態開示をより 重く考える方向に傾斜したことによる。決算 時の為替相場を用いて時価を算定表示するこ とによる為替差損益は、当期の損益として表 示されることになる。

企業が所有または保有する財産の資産性、 すなわち貸借対照表能力を判断する規準の一 つとしての用役提供力は、既述のように、資 産の評価に際して重要な役割を果たしている。 用役提供力はその発揮の仕方が資産の種類に よって異なっているが、究極的には営利企業 の場合、利益獲得能力や最近では特にそれに 加えて社会的福祉の増進に対する貢献能力と して認識される。いま、事業用固定資産につ いて考えるならば、その取得にあたって支払 われる対価である取得原価は、これを用いて 事業活動を営むことにより得られるその額を 超える一定の利益の流れを、将来の相当期間 にわたってもたらすと予測されるときに用役 提供力を持つと考えられる。すなわち、その 場合の取得原価は「有用なる原価」としての 性格を持つ。ところが社会的、経済的環境の 変化により、当該資産を稼動して製造された 製品に対する需要の減退や強力な競争企業の 出現により、売上高が減少して所期の利益が 得られなくなった場合には、その資産の帳簿 価額は「有用なる原価」の資格を失うことと なる。

固定資産の減損は、当該資産の利益獲得能 力の低下によって投資額の回収が期待できな くなったことを表している。そこで減損の兆 候を手がかりとして、一定の利益を保証しう る「有用なる原価」にまで帳簿価額を切り下 げる処理が減損会計の本質にほかならない。

減損資産の評価は時価によるものではなく、 将来の一定期間にわたりキャッシュ・フロー を見積ることにより求められるのであるから、 効益価値の系統に属するものであって、時価 評価とは本質を異にする。したがって減損会 計は、犠牲価値に属する取得原価を効益価値 的評価額で一時的に修正するところにその本 質があるといえよう。

## V むすび

以上に考察したように、戦後60年間におけ るわが国会計制度における評価論の変遷は、 まず実現主義と結びついた厳格な取得原価基 準が確立され、学際的な諸方法の導入を待っ て、時価評価が部分的に取り入れられ、さら に固定資産の減損認識に効益価値的な評価基 礎が適用されるという経路をたどっている。 しかしながらこれらの流れの中にあって取得 原価基準は、一貫して基本的な評価の基盤で あり続けている。また、当初の取得原価基準 にあっても、ただひたすら例外もなく取得原 価評価を行うというのではなく、場合によっ ては他の評価基礎をも部分的に受け入れざる をえなかった。このような評価基準の変遷を 促す要因について考えてみよう。

原価評価実現基準は、未実現利益の計上を 抑制し、貨幣性資産に裏付けられた処分可能 な実現利益の認識を意図するものである。し かも、この基準は実際の取引にもとづく検証 可能にして客観的な証拠に基礎付けられてい るために、会計監査になじみ、会計情報の、 そして会計ディスクロージャーの社会的信頼 性を保証するのに適している。ところが、企 業の経営業績指標としての利益の算定には、 限界をもつという欠点をまぬがれない。

戦後、科学技術や情報利用が進むにつれて、 経済社会の繁栄には目覚しいものがあり、生 産、マーケティング、金融等にかかわる新し い取引活動が次々と出現した。また、企業間 競争が激しさを増すにつれ、企業は経営管理 を徹底化する必要に迫られ、経営業績の評価 が喫緊の課題となった。ここにおいて、厳格 な取得原価基準は軌道修正を余儀なくされ、 時価評価が部分的ながら取り入れられること となった。時価評価の導入は、たとえば金融 市場のように、これが適用される資産の取引 が行われる市場の整備充実を前提としている。 これら市場の存在を背景に時価評価の信頼性 が確保され、実現可能性の基準によって、処 分可能性と業績指標性とを兼ね備えた利益の 認識が可能となる。このような機構を前提と して始めて時価評価は真実な情報としての経 営活動の実態の開示に役立ち、しかも厚い社 会的信頼を得ることができる。真実な情報は もっとも意思決定有用性が高く、その開示に よって投資者をはじめとする各種ステークホ ルダーの要請に応えうる能力をもつ。

研究開発が活発に行われ、新しい製品が次から次へと生み出される社会にあっては、設備投資の陳腐化や不適応化の速度は著しい。このような場合、固定設備資産の利益性とこれへの投資の回収可能性は低下しがちである。 実態開示のうえから、これらの資産に生じた減損の認識と開示は不可欠である。

資産の評価にあたって、企業会計は常にその用役提供力に配慮する。資産の用役提供力は営利企業にあっては、利益獲得能力を意味する。資産はそのものの販売によって、またそれを用いた生産や販売活動等によって、利益を獲得することができる。前者のような資産にあっては、利益追求との係りにおいて、

その評価額は所定の利益を生み出しうる価額でなければならない。ここに「有用なる原価」の概念が意義をもつ。固定資産に係る減損の認識に際しては、帳簿価額から減損分を控除した残存資産の価額は、一定の利益をあげ投資を回収しうるだけの価値をもつ、まさに「有用なる原価」でなければならない。

元来、営利企業は社会において利益追求を 企業活動の動機として認められているが、そ れは企業活動によって産出された給付を社会 に提供して、その社会的福祉を増進させるこ とを前提とするものである。特に最近は、企 業の本来の役割に加えて、多面的な社会的貢 献が求められている。すなわち社会が必要と する商・製品やサービスを生産し、提供する だけにとどまらず、余力を用いて社会に役立 つ資産の利用が期待されている。プラスの面 については、たとえば企業の保有する設備資 産を社会に開放して地域住民にも利用させる とか、災害時には人力や物資を提供して被害 者の救済に協力するなどといったことがあげ られる。マイナス面では、社会に損害や迷惑 を及ぼす不祥事を起こさない、製品に欠陥が 発見されたときは監督庁にただちにリコール を届け出るなどである。このような事実に配 慮するならば、資産の持つ用役提供力は利益 貢献度だけではなく、広い意味での社会的福 祉の増進に役立つ側面をも含めて考えるべき であろう。そうであれば、用役提供力に対応 させた資産の評価にも、このような新たな視 点を加味した仕組みが開発されなければなら ないであろう。

#### <注>

(1)「有用なる原価」については次の拙稿を

参照されたい。『法律文化』LEC大学定期刊 行物 2005 年 10 月号。

(2) 日本の企業会計原則はSHM会計原則を モデルに設定されたといわれており、事実 内容的に両者には共通するところが多々見 受けられる。

T. H. Sanders, H. R. Hatfield, U. Moore, A Statement of Accounting Principles, AAA, 1938.

(3) 当時のアメリカの会計基準で代表的なも のを次にあげよう。

AAA, A Tentative Statement of Accounting Principles affecting Corporate Reports, 1936.

W. A. Paton and A. C. Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards, 1940.

AAA, Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements, 1941

AAA, Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, 1948 Revision.

(4) 保有利得については、次の文献を参照さ れたい。

前掲拙著、第17章 保有利得について E. O. Edwards and P. W. Bell, The Theory and Measurement of Business Income, 1961.